

新型コロナウィルス感染拡大防止に配慮した連休期間中の対応について
「建築確認業務等の申請について」

令和2年4月16日（木）、政府による新型コロナウィルス感染症に係る緊急事態宣言地域が全国に拡大することが示されました。

このため、申請者の皆様及び当センター職員に係る新型コロナウィルスへの感染の恐れを軽減する観点から、次の期間（ゴールデンウイーク期間）において、勤務職員を半分程度に抑えるとともに下記の対応方針で取り組むこととします。

皆様にはご不便をおかけ致しますが、ご理解賜りますようお願いいたします。

〔実施期間〕

令和2年4月27日（月）～5月8日（金）

〔対応方針〕

- ・建築確認等の申請にあたっては、郵送等による申請の受付も対させていただきますので、個別で相談してください。
- ・電話・メール等による情報の確認等を最大限活用させて頂きます。
- ・お問い合わせに関しましては、電話・メール等のご利用をお願いします。
- ・来所の際にはマスクの着用・咳エチケットの徹底を行う等、感染予防に最大限配慮されるようお願いします。